



重度訪問介護の 同行支援について

1

2025年（令和7年）12月 福山市障がい福祉課

重度訪問介護の同行支援とは

- ▶ 障害支援区分6の利用者に対する支援が、重度訪問介護事業所に新規に採用された従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分に受けられないことがないよう、当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者が同行してサービス提供を行うもの
- ▶ 参照 厚生労働省 留意事項通知

対象者

- ▶ 障害支援区分6の重度訪問介護利用者
- ▶ ※2人介護が認定されている障害支援区分6の重度訪問介護利用者は同行支援の対象外とします。

新任従業者

- ▶ 1 重度訪問介護事業所に新規で採用された従業者
※利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6か月を経過した従業者は除きます。
- ▶ 2 重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援が初めての従業者
⇒新任従業者支援実績（新任従業者ごとの直近3ヶ月の従事記録）、採用通知★の提出が必要 ★新採用の場合

熟練従業者

- ▶ 次のすべての事項を満たす者。
 1. 当該利用者に対する支援実績が概ね6ヶ月以上かつ200時間以上であること
 2. 本人の介助方法、障がい特性、医療的ケア等について利用者または家族から良好な評価が確認できること
 3. 感染症対策・安全管理に関する研修を受講し、実務上の問題がないこと
 4. その他、熟練度チェックリストにおける基準を満たしていること

⇒同行支援利用者評価書（申請書裏面）、熟練従業者認定チェックリスト、同行支援利用者に係る支援従業者一覧（利用者の直近3ヶ月の従業者一覧）の提出が必要

制度イメージ1

新任ヘルパーBはヘルパーが1人で支援に入る時に熟練ヘルパーAに同行してもらい、2人でサービス提供を行う。（利用者ごとの申請手続きが必要）

新任ヘルパーBが熟練ヘルパーAに同行してもらえるのは、支援に入る障害支援区分6の2人介護の認定を受けていない重度訪問介護利用者

新人ヘルパー1人につき120時間が上限

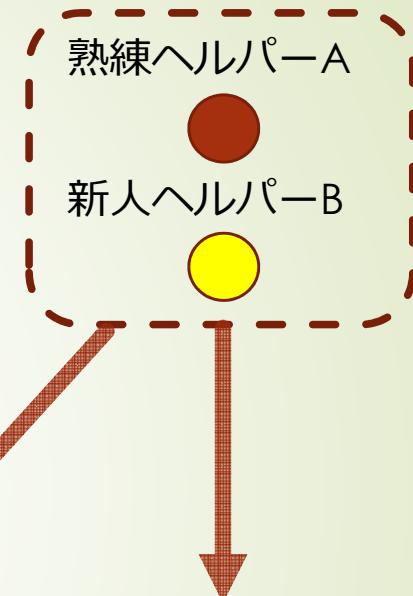
⇒新人ヘルパーBが利用者1に対し100時間 熟練ヘルパーと一緒に支援した場合、利用者2への支援でAと一緒に支援できるのは20時間までとなる。

※対象となる利用者は障害支援区分6の重度訪問介護の利用者で、かつ、
2人介護の認定されていない者

※障害支援区分4・5の者は対象外

障害支援区分6
重度訪問
介護利用者 1

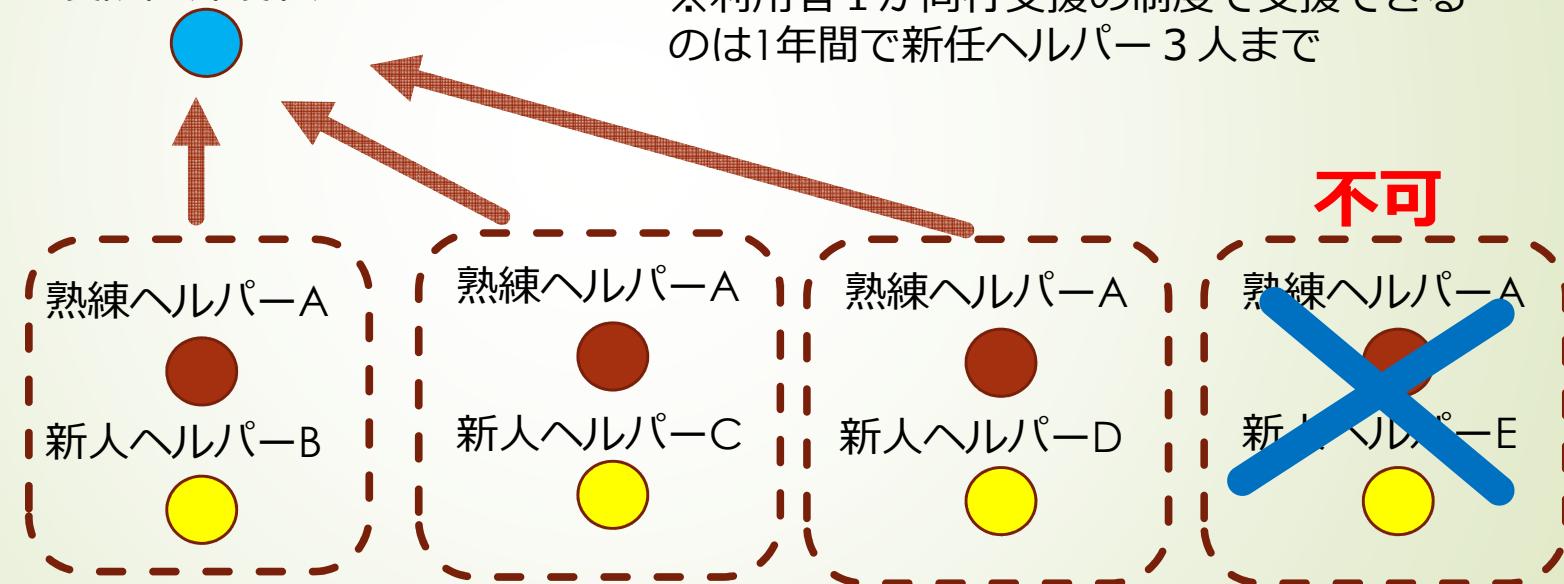
障害支援区分6
重度訪問
介護利用者 2



制度イメージ2

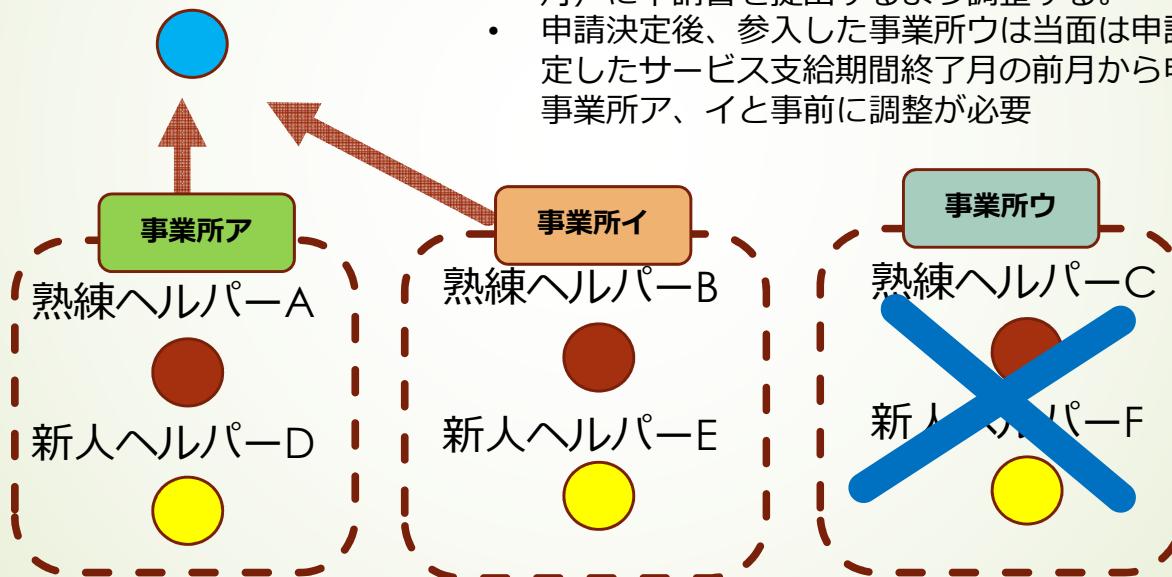
障害支援区分6の
重度訪問介護利用者 1

※利用者 1 が同行支援の制度で支援できる
のは1年間で新任ヘルパー 3 人まで



制度イメージ3

障害支援区分6の
重度訪問介護
利用者 1



- ※利用者 1 の申請は 1 年に 1 回限り受付
複数の事業所が支援し、申請する場合は申請月をそろえる。
- ・ 事業所ア、イは要件を満たし、申請する場合は、同時期（同月）に申請書を提出するよう調整する。
 - ・ 申請決定後、参入した事業所ウは当面は申請不可。但し、決定したサービス支給期間終了月の前月から申請が可能。但し、事業所ア、イと事前に調整が必要

時間数

- ▶ 新任ヘルパーごとに120時間以内
※利用者ごとに120時間ではない
- ▶ 新人ヘルパーが同行支援として複数の障害支援区分6の利用者に対し同行支援で支援できるのは、利用者全員あわせ120時間以内の算定とすること
- ▶ 新任ヘルパーが所属する事業所は、当該新任ヘルパーの同行支援の算定時間を管理する。またその内容は適切に市に報告したうえで請求しなければならない。
- ▶ 同行支援の時間については、利用者ごとに月当たりの必要時間を申請すること
※利用者1人につき、1年に1回限りの申請とする。
※複数事業所を利用している利用者は事業所間で事前に十分調整のうえ申請が必要。
※同行支援決定期間中の変更（ヘルパーの追加、事業所の変更等）は対応できない。

申請までの流れ

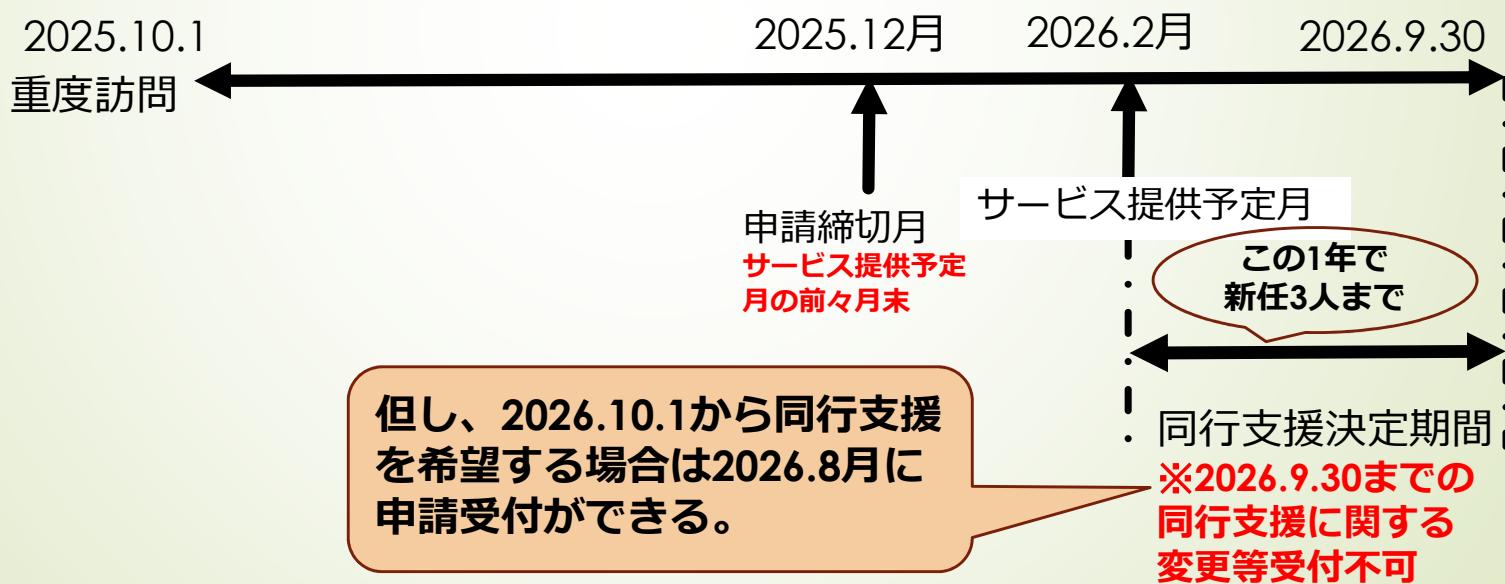
- ・同行支援の利用は同行支援の決定がなければ利用できない。
- ・決定期間中の変更等に関する申請は受付できない。（利用者1人につき1年に1回限り）
- ・申請する新任従業者の所属する事業所は以下の点に注意すること。
 - ▶ 事前に障がい福祉課へ相談すること。
 - ▶ 利用者1人につき1年に1回限りの申請受付のため、複数事業所を利用している利用者の場合は事前に事業者間で調整を行うこと。
 - ▶ 利用者等へ熟練従業者の評価を依頼し、「重度訪問介護同行支援利用者評価書」に署名をしてもらうこと。
 - ▶ 利用者へ総費用額の増額に伴い、利用者負担の増加の可能性など、制度内容を説明し同意を得たうえで申請代行すること。
 - ▶ 同行支援サービス提供予定月の前々月末日までに提出書類一式を電子申請にて障がい福祉課へ申請すること。

提出書類

- ▶ 重度訪問介護における同行支援申請書
- ▶ 重度訪問介護同行支援利用者評価書（同行支援申請書様式裏面）
- ▶ 新任従業者支援実績（新任従業者ごとの直近3ヶ月の支援記録）
- ▶ 熟練従業者認定チェックリスト
- ▶ 同行支援利用者に係る支援従業者一覧（利用者の直近3ヶ月の従業者一覧）
- ▶ 新採用の場合のみ、採用通知

同行支援の年間の考え方と申請時期

例 1 重度訪問介護支給決定期間中に同行支援



同行支援の年間の考え方と申請時期

例2 重度訪問介護支給決定のはじめから同行支援



実績報告

- ▶ 同行支援サービス提供月の翌月10日までに（国保連への給付費請求締切日と同じ）までに電子申請にて報告する。
- ▶ 報告様式
 - ・利用者実績記録票の写し
同行支援実施時間帯の備考欄に新任従事者、熟練従事者、支援時間を記載すること。
 - ・同行支援実績報告書
- ▶ 実績報告と給付費請求時期は揃えること。過誤等が発生した場合は、必要に応じ再請求月に合わせ、実績報告を修正すること。